

特集

spam メールの現状と 対策の動向

-Special Feature on Anti-Spam Activities-



編集にあたって

岡山大学総合情報基盤センター
山井 成良 yamai@cc.okayama-u.ac.jp

京都工芸繊維大学情報科学センター
栴田 秀夫 h-masuda@kit.ac.jp

■ 「spam メール」について

電子メールはインターネットにおいて最も古く、かつ最もよく利用されるアプリケーションといっても過言ではないだろう。現在では社会的な活動を支える通信基盤として広く普及しており、筆者が所属しているネットワーク管理運用組織では少しでも配送が遅くなると利用者から苦情が出る状況である。ところが、電子メールはインターネット黎明期に設計されているため、発信者の詐称が容易であるなどセキュリティ上の問題が多く残されたまま普及し、さまざまな好ましくない行為に利用されるようになった。そのような行為の代表例が、不特定多数の利用者に一方的に電子メールを送る行為である。

この行為により送られた電子メールはさまざまな呼び名がつけられている。本特集の初期の原稿や参考資料の中で確認できたものだけでも UBE (Unsolicited Bulk Email), UCE (Unsolicited Commercial Email), spam メール, ジャンクメール (junk mail), 迷惑メール, 広告・宣伝メールなどがあつた。特に spam メールについては、単に spam としたり大文字で SPAM^{☆1} (メール) としたり、あるいはカタカナでスパム^{☆1} (メール) としたりしたものも多く見受けられた。このうち本特集では以下のような理由で spam メールを採用することにした。

☆1「SPAM」および「スパム」は米 Hormel Foods 社の登録商標である。



- 日本では「迷惑メール」が特に総務省・経済産業省の資料あるいはマスメディアでの報道で広く使われていると思われる。しかし、この用語はいわゆるウイルスメールなど受信者側が不快に思う電子メールをすべて含むように解釈されるため、本特集の範囲と合致せず、不適と判断した。
- 本特集の範囲に合致する用語として最も無難なものはUBEであるが、残念ながら広く用いられているわけではない。
- 本特集の範囲に合致し、またある程度広く使われている用語はspamメール（表記が異なるものを含む）と思われる。また、spammer（spamメール送信者）、anti-spam（spamメール対策）など、spamの派生語も幅広く用いられている。

また、上記のように、spamメールには英大文字やカタカナでの表記など、表記上の違いが何種類か存在するが、以下の理由によりspamメールが最も適切と判断した。SPAMはもともと米Hormel Foods社の肉の缶詰につけられた登録商標であるが、1970年に英国BBCで放映されたMonty Python's Flying CircusのスキットでSPAMを連呼するシーンがあったため、これになぞらえて不特定多数の利用者に一方的に送られた電子メールを指す用語として定着したものである。これに対して、米Hormel Foods社はWebページ^{☆2}において、SPAMは登録商標のため、問題となった電子メールをすべて小文字のspamと表現することを推奨している。本特集での「spamメール」はこの推奨に従ったものである。なお、カタカナの「スパム」も同社の登録商標になっているため、本特集では使用を避けた。

本来であれば、本特集全体を通じて、問題となった電子メールを表すすべての用語を「spamメール」に統一すべきである。しかし、本特集では参考文献や参考資料で使われた用語、あるいは開催された会合名を一部そのまま引用したため、統一しきれない部分も残っている。この点についてはご容赦いただきたい。

■ 本特集の構成

現在、spamメールへの対策はたちごっこの様相を呈しており、たとえば技術的な対策を講じるだけでは封じ込めることが困難な状況である。すなわち、運用的側面や社会的側面を含めたさまざまな側面からspamメールへの対処が必要であり、実際にそれぞれの側面で対策が進行中である。そこで、本特集もまず第1部で概要を述べ、次に、第2部から第4部で技術面、運用面、社会面での取り組みを紹介することにした。

第1部では、まずspamメール対策のための電子メールシステムの問題点について解説する。これは、RFC822の著者であり、spamメール対策にも多方面で活躍されているDavid Crocker氏にご寄稿いただいた。次に総務省の景山忠史氏にspamメールの現状をご説明いただく。

第2部では、4つの観点から技術的側面での対策を紹介する。理解を深めるために、まず電子メールの基礎知識を説明し、次に受信側での対策としてブロッキング・スロットリング技法、ならびにフィルタリング技法を紹介する。これらの違いは、基本的には前者が電子メールの受信前の対策であるのに対して、後者が受信後の対策である点である。次に、バウンスメールによる第三者への被害への対策について紹介し、最後に発信者側での対策として送信者認証および課金を行う方法について紹介する。

第3部では、ISPおよび携帯電話キャリアにおいて、それぞれどのような問題点が発生し、どのような対策を行っているかを紹介する。通信の秘密や公平性を保つ必要があるという制限の中、いかにして日常からspamメールと戦っているかがお分かりいただけると思う。また、spam対策を推進する各企業や団体の国内および国際的な連携の動きについても紹介する。

第4部では、法制面および行政面での問題と対策について紹介する。執筆者の岡村久道氏は総務省「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の委員として、景山忠史氏は総務省の担当者として、先日成立した特定電子メール法改正案に深く関与されており、改正案の制定にあたってどのような点が考慮されているかがお分かりいただけると思う。なお、各法令の条文は法令データ提供システムのWebページ^{☆3}から検索できる。

謝辞 本特集の編集に際しては、まず執筆者の方々には連絡不足のために執筆期間が短くなり、随分ご無理を申し上げることになってしまったにもかかわらず、快くお引き受けいただいたことに感謝申し上げたい。また、企画段階では、(財)インターネット協会の高橋徹副理事長、同協会迷惑メール対策委員会の樋口貴章委員長を始めとする委員の皆様にご大変お世話になったことを感謝する。

最後に、和田英一編集長、CWGメンバ各位、情報処理学会事務局綿谷氏および後路氏を始め関係者各位には、大変ご協力をいただいたことを深くお礼申し上げますとともに、進捗に関して多大なるご心配をおかけしたことをお詫び申し上げたい。

(平成17年6月20日)

☆2 http://www.spam.com/ci/ci_in.htm

☆3 <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>